

明治四十一年
 學校衛生
 知事官房

群馬縣女子師範學校附属小学校児童
 一 豫防
 一 トラホーム 児童ハ教室ノ内外ノ間ハ衣服
 赤布片ヲ附ケ他ノ児童ト見別ケ易ク
 ラシメ可成之ニ接スルコトナカラシム
 二 教室ニ於ケルトラホーム 児童ノ机席ハ或列集
 ノ其ノ机ノ右隅ニ一寸方形大ノ赤紙ヲ貼附シ
 他ノ児童ト見別ケ易カラシム
 三 一定ノ場所ニ消毒器ヲ設ケ児童ト共
 同遊戯ヲナシ或ハ共用ノ毬球等ヲ用
 具ヲ使用セ後ハ石炭酸水ニテ手ヲ洗フ

④小学校における「トラホーム」対策
 明治41年（1908年）

群馬県立女子師範学校附属小学校における「トラホーム」の予防と治療に関する要項です。予防として①罹患した生徒を見分けるために衣服に赤布片をつける②机に赤紙をつける③消毒器の設置④体操器具等の使用後の殺菌剤による手洗い⑤体操器具の消毒等が挙げられています。また、治療として春と秋の身体検査後に罹患した児童の保護者を集めて治療すべきことを知らせ、さらに夏季休業後には全治しない児童の保護者を呼んで引き続き治療の励行を促すとしています。

なお、トラホーム（現在はトラコーマ）は細菌が目に起こす感染症で、失明や視覚障害の原因となります（厚生労働省検疫 HP より）。

群馬県行政文書
 「御真影動話 学校衛生 資金及基本財産 統計・学事年報（学務）」
 (A0181AOM 2507)

二 治療
 一 學校ハ春秋二期ニ於ケル児童身軀検査ノ結果ヨリトラホームノ児童保護者ヲ招集シ其ノ治療スルキ事ヲ通知ス
 二 児童ニシテ治療ヲ受ケル毎ノ別紙眼疾児童受診書ニ醫師ノ認印ヲ捺シシメ擔任任訓導之ヲ檢閲ス
 三 學校ハ児童ノ便利ヲ圖リ又其ノ治療費ヲ減セシムルガ為メ學校医ノ斡旋ニ依リ時々
 四 毎月二回蹴球遊戯ノ器具ハ「リゾール」ニテ消毒シ高日光ノ曝スルコトヲス

其ノ醫師、トラホームノ治療ヲナサシムルコトアリ
 四 學校医ハ七月末治療ノ結果ヲ調査シ夏期休業中家庭ニ於ケル治療ノ勵行ニ注意シ九月始ニ更ニ休業中治療ノ成績ヲ調査シ猶全治セザルモノハ其ノ保護者ヲ招キ川續キ治療ノ勵行ヲ注意ス
 五 主事ハ毎月末、トラホームノ児童統計表ヲ製シ學校長ニ報告ス